

IC 当座カード規定

多摩信用金庫

1. カードの利用

- (1) 当金庫が発行する IC チップでお取引のできるカード（カードローンカードを含みます。以下、「IC キャッシュカード」といいます。）のうち、当座勘定（当座貸越金の借入ができる範囲内の金額を含みます。）について発行する IC キャッシュカード（以下、「IC 当座カード」といいます。）は、当該当座勘定について、次の場合に利用することができます。なお、当金庫以外の金融機関では利用になれません。また、代理人カードの発行はいたしません。
 - ① 当金庫所定の IC 当座カードが利用できる、当金庫の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「ATM」といいます。）を使用して当座勘定に預入れ（当座貸越金の返済を含みます。以下同じです。）をする場合
 - ② 当金庫所定の IC 当座カードが利用できる、当金庫の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「ATM」といいます。）を使用して預金の払戻し（当座貸越の利用による払戻しを含みます。以下同じです。）をする場合
 - ③ 当金庫所定の IC 当座カードが利用できる、当金庫の自動振込機（振込を行うことのできる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「ATM」といいます。）を使用して振込資金を当座勘定からの振替により払戻し、振込をする場合
 - ④ 当金庫所定の IC 当座カードが利用できる、当金庫の ATM を使用して預入資金を当座勘定から振替により払戻し、当金庫の普通預金、貯蓄預金、納税準備預金に預入れまたはカードローンへ返済をする場合
 - ⑤ その他当金庫所定の取引をする場合
- (2) 当金庫所定の IC 当座カードが利用できる ATM を使用してお取引を行う場合、磁気ストライプが併載されている IC 当座カードであっても IC チップによる取引となります。

2. ATM による預金の預入れ

- (1) ATM を使用して当座勘定に預入れをする場合には、ATM の画面表示等の操作手順にしたがって、ATM に IC 当座カードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATM による預入れは、ATM の機種により当金庫所定の金種に限ります。また、1 回あたりの預入れは、当金庫所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 土・日・祝日における当座勘定の現金による預入れはできません。

3. ATM による預金の払戻し

- (1) ATM を使用して当座勘定の払戻しをする場合には、ATM の画面表示等の操作手順にしたがって、ATM に IC 当座カードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、当座小切手の振出しは必要ありません。
- (2) ATM による払戻しは、ATM の機種により当金庫所定の金額単位とし、1 回あたりの払戻しは、当金庫所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫の ATM による 1 日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) ATM を使用して当座勘定を払戻す場合に、払戻請求金額と第 6 条第 2 項に規定する ATM 利用手数料金額との合計金額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。
- (5) 同一日に ATM による当座勘定の払戻しと小切手、手形等の支払金額の合計金額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえ、小切手、手形等の引落としができないことがあっても当金庫は責任を負いません。

4. ATMによる振替入金取引

- (1) ATMを使用して振替資金を当座勘定から振替により払戻し、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、カードローンへ振替える場合には、ATMの画面表示にしたがって、ATMに振替入金先口座の通帳（またはカード）を挿入したうえ、画面表示の操作手順によりIC当座カードを挿入し、届出の暗証番号、金額を正確に入力してください。この場合における当座勘定の払戻しについては、当座小切手の振出しは必要ありません。
- (2) ATMによる振替は当金庫所定の取扱時間内とし、1回あたりの振替金額は当金庫所定の金額の範囲内とします。なお、振替金額がIC当座カード利用口座の払戻しのできる金額をこえるときは取扱いできません。
- (3) この振替を利用できる預金は、当金庫が別に定めたものに限りません。

5. ATMによる振込

- (1) ATMを使用して振込資金を当座勘定から振替により払戻し、振込をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順にしたがって、ATMにIC当座カードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定事項を正確に入力してください。この場合における当座勘定の払戻しについては、当座小切手の振出しは必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、第1項の振込をする場合における当金庫のATMによる1日あたりの振込について、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

6. ATM利用手数料

- (1) ATMを使用して当座勘定に預入れする場合には、当金庫所定のATM利用に関する手数料（以下、「ATM利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) ATMを使用して当座勘定の払戻しをする場合には、ATM利用手数料をいただきます。
- (3) ATM利用手数料は、当座勘定の預入れおよび払戻し時に、当座小切手なしで、その預入れ、払戻しをした当座勘定から自動的に引落とします。
- (4) 振込手数料は、振込資金の当座勘定からの払戻し時に、当座小切手なしで、その払戻しをした当座勘定から自動的に引落とします。

7. ATM故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により当金庫のATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間にかぎり当金庫本支店の窓口でIC当座カードにより当座勘定に預入れすることができます。
- (2) 停電、故障等により当金庫のATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間にかぎり当金庫がATM故障時の取扱いとして定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でIC当座カードにより当座勘定の払戻しをすることができます。
- (3) 前記第1項、第2項による預入れおよび払戻しをする場合には、IC当座カードを提出し、所定の入金伝票にIC当座カードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または払戻請求書にIC当座カードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続きに従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。また、この場合当座小切手の振出しは必要ありません。
- (4) 停電、故障等によりATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内にかぎり前記第2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (5) 前記第1条第1項、第1号、第2号、第3号に規定された当金庫所定のIC当座カードが利用できるATMが故障した場合、IC当座カードのICチップ機能に障害が発生した場合、または磁気ストライプ機能に障害が発生した場合などには、ICチップによる取引やその他の提供機能の利用ができなくなります。この場合、磁気ストライプが併用されているIC当座カードであっても、磁気ストライプによる取引ができなくなる場合があります。

8. カード、暗証番号の管理等

- (1) 当金庫は、ATM の操作の際に使用された IC 当座カードが、当金庫が本人に交付した IC 当座カードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ当座勘定の払戻しを行います。
- (2) IC 当座カードは他人に使用されないように保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に類推されやすい番号を使用しないでください。また、他人に知られないように管理してください。
- (3) IC 当座カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに IC 当座カードによる当座勘定の払戻し停止の措置を講じます。第 9 条（偽造カード等による払戻し等）および第 10 条（盗難カードによる払戻し等）に定めている場合を除いて、この通知の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。この場合には、通知後すみやかに当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

9. 偽造カード等による払戻し等

偽造または変造 IC 当座カード（法人の IC 当座カードは含みません。）による払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、IC 当座カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

10. 盗難カードによる払戻し等

- (1) IC 当座カードの盗難（法人の IC 当座カードは含みません。）により、他人に当該 IC 当座カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① IC 当座カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合には、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行なわれたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記第 2 項の規定は、第 1 項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な当座勘定払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
 - (イ) 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

- (ウ) 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して IC 当座カードが盗難にあった場合

1 1. 届出事項の変更、カードの再発行等

- (1) 氏名、暗証番号、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに当金庫所定の方法で届出てください。第 9 条（偽造カード等による払戻し等）および第 10 条（盗難カードによる払戻し等）に定めている場合を除いて、この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) IC 当座カードの偽造、盗難、紛失等の場合の IC 当座カードの再発行は、当金庫所定の手続きを行った後に行います。この場合、相当の期間を置き、また保証人を求めることがあります。
- (3) IC 当座カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。
- (4) 暗証番号は、前記第 1 項によるほか、当金庫所定の ATM を利用して変更することができます。ATM の画面表示等の操作手順にしたがって、ATM に IC 当座カードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定事項を入力してください。この場合、第 1 項における書面による届出の必要はありません。

1 2. ATM への誤入力

ATM の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

1 3. 解約、カードの利用停止等

- (1) 当座勘定を解約する場合または IC 当座カードの利用を取りやめる場合には、その IC 当座カードを当金庫に返却してください。なお、当座勘定規定により、当金庫からの通知により当座勘定が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) IC 当座カードの改ざん、不正利用など当金庫が IC 当座カードの利用を不相当と認めた場合には、その使用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちに IC 当座カードを当金庫に返却してください。
- (3) 次の場合には、IC 当座カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
- ① 第 14 条（譲渡、質入れ等の禁止）に定める規定に違反した場合
 - ② 当座勘定について、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ IC 当座カードが偽造、変造、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

1 4. 譲渡、質入れ等の禁止

IC 当座カードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

1 5. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当金庫「当座勘定規定」、「当座勘定貸越約定書」および「振込規定」により取扱います。

1 6. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (1) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2024 年 10 月 15 日現在)